

令和5年度

岐阜県木質バイオマス利用アドバイザー

募集要項

令和5年6月1日

岐阜県林政部県産材流通課

令和5年度岐阜県木質バイオマス利用アドバイザー募集要項

第1 趣旨

木質バイオマス利用に関する専門的な知識や豊富な経験を有する人材を「岐阜県木質バイオマス利用アドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）として認定することで、木質バイオマス利用施設の導入に関する相談等への対応や、事業者等への適切な指導と助言ができる体制を整備し、化石燃料の代替としての木質バイオマスの活用を促進することを趣旨としています。

第2 募集の内容

1 アドバイザーの活動

アドバイザーは、次の活動を行うものとします。

- (1) 県民への木質バイオマス利用の普及・啓発
- (2) 木質バイオマス熱利用施設の導入の提案・相談・指導・助言
- (3) 木質バイオマス利用促進活動に係る県との協働活動

2 アドバイザーの責務

アドバイザーは、次の責務を負うものとします。

- (1) 公平かつ中立の立場で活動すること。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らさないこと。また、当該秘密等を自己の利益又は営利目的のために利用しないこと。
- (3) 木質バイオマス利用促進活動に係る県との協働活動へ積極的に参加すること。

第3 申請に係る事項

1 申請資格

アドバイザー認定の申請資格は、次の各号すべてに該当する者とします。

- (1) 岐阜県内に居住している者、岐阜県内で個人事業を営む者又は岐阜県内に本社若しくは営業所がある法人等に属している者
- (2) 木質バイオマスに関する相談等に10年以上従事した者
- (3) 県が作成する認定者名簿の認定番号、認定日、有効期限、氏名及び事務所名を県のホームページ等で公表することについて承諾する者

2 申請手続き

(1) スケジュール

項目	日程
① 募集要項等の公表・配布	令和5年6月1日(木)～令和5年6月16日(金)
② 募集要項等に関する質問受付	令和5年6月1日(木)～令和5年6月14日(水)
③ 申請書の受付期間	令和5年6月1日(木)～令和5年6月16日(金)
④ 結果の通知及び公表	令和5年6月中旬を予定

(2) 募集要項等の配布

ア 配布日時 令和5年6月1日(木)～令和5年6月16日(金)

午前9時から午後5時まで（ただし、土日祝日を除きます。）

イ 配布場所 岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係

（〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁14階）

※ 募集要項等は、県産材流通課のホームページからも入手できます。

県産材流通課のホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11545/>

（3）質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月14日（水）午後5時まで【必着】

イ 質問書提出方法

申請に当たって質問事項がある場合は、質問書（様式第2号）を県産材流通課あてにFAX又は電子メールにファイル（ファイル形式は、MicrosoftWordとしてください。）を添付して提出してください。

※ 提出後、質問書が届いたかどうかの確認を必ず電話にて行ってください。

ウ 質問書提出先

提出先：岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L：058-272-8483

F A X：058-278-2705

電子メール：c11545@pref.gifu.lg.jp

エ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、県産材流通課のホームページ上にて公表します。

（4）申請書の提出

ア 申請書受付期間

令和5年6月1日（木）から令和5年6月16日（金）午後5時まで【必着】

イ 申請方法

申請書（様式第1号）を県産材流通課あてに持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。持参される場合は、県庁1階受付にて申し出てください。郵送した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

ウ 申請先

持参・郵送：〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県庁14階

岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L：058-272-8483

F A X：058-278-2705

電子メール：c11545@pref.gifu.lg.jp

第4 認定に係る事項

1 認定方法

申請書類に基づき、適当と認められる者をアドバイザーに認定します。

2 認定結果の通知及び公表

認定結果は、認定証の交付により申請者に通知するとともに、県産材流通課のホームページで公表します。

3 認定の有効期限

認定の有効期限は令和8年3月31日とします。

4 異議申し立て

認定結果に対する異議申し立ては受理しません。

第5 問い合わせ先

本要項に関するお問い合わせは次のとおりです。

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (県庁14階)

岐阜県 林政部 県産材流通課 資源活用係

T E L 058-272-8483

F A X 058-278-2705

電子メール c11545@pref.gifu.lg.jp